

# たんしん・ＩＣキャッシュカード特約

## 但馬信用金庫

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、たんしんキャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはたんしんキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはたんしんキャッシュカード規定の定義に従います。

### 2. (ＩＣチップ提供機能の利用範囲)

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、ＣＤその他の端末（以下、「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。なお、たんしんキャッシュカード規定１．に定める支払提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・振込提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができないＡＴＭ、ＣＤを設置している場合があります。この場合、当該ＡＴＭまたはＣＤではたんしんキャッシュカード規定１．の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

### 3. (1日あたりの払戻し限度額の適用区分)

当金庫は、当金庫および支払提携先・振込提携先のＡＴＭまたはＣＤを利用した現金払戻しおよび振込において、当金庫の定めにより1日あたりの限度額を設けるものとします。また、当金庫の定めによりＩＣチップ提供機能を利用することにより、別途定める「たんしん生体認証規定」による当金庫所定の本人確認を利用した払戻しの場合と、それ以外の払戻しの場合に分けて、それぞれ適用するものとします。

### 4. (代理人カード)

代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名および暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。

### 5. (ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時の取扱い)

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

### 6. (ＩＣチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きに従って、速やかに当金庫にＩＣキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 7. (カード発行手数料)

カード発行（再発行を含みます。）にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上

(平成24年5月現在)